

平成26年度個人住民税について

町県民税均等割額の改正

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本震災復興基本法(平成23年法律第76号)第2条に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割の税額を年額1,000円(町民税500円、県民税500円)引き上げることになりました。

※平成20年度から平成29年度まで、「とちぎの元気な森づくり県民税」として700円加算されます。

	H25まで	H26~H29 (4年間)	H30~H35 (6年間)	H36~
均等割額(年間)	4,700円	5,700円	5,000円	4,000円
(内訳)				
町民税均等割	3,000円	3,500円	3,500円	3,000円
県民税均等割	1,000円	1,500円	1,500円	1,000円
とちぎの元気な森づくり県民税※	700円	700円	0円	0円

給与所得控除の改正

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円の上限が設けられました。

税額の計算

個人町県民税は均等割額と所得割額の合計額です。

均等割

均等割の税額は、所得の多少に関わらず一定の金額となります。

- ・町民税 3,500円
- ・県民税 2,200円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの所得金額(収入ー必要経費)をもとに計算されます。

課税所得金額(所得金額ー所得控除額)×税率10%(町民税6%+県民税4%)ー税額控除額＝税額

給与等の収入金額	改正前の給与所得控除	改正後の給与所得控除
1,000万円超～ 1,500万円以下	給与等の収入金額×5% +170万円	給与等の収入金額×5% +170万円
1,500万円超		245万円(上限)

町県民税が課税されない人

①均等割・所得割とも課税されない人(全部非課税)

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者(既婚者を除く)、寡婦寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下(給与収入だと204万4千円未満)の人

②均等割が非課税の人

- ・扶養がいない場合
前年中の合計所得金額が28万円以下の人(給与収入の場合、年収93万円以下)
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が28万円×(本人+配偶者+親族扶養数)+17万円以下の人

※分離譲渡所得の場合、特別控除前の金額で計算します。

③所得割が非課税の人

- ・扶養がいない場合
前年中の総所得金額等が35万円以下の人(給与収入の場合、年収100万円以下)
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が35万円×(本人+配偶者+親族扶養数)+32万円以下の人

▼問い合わせ先

税務課 住民税係 ☎(56)9122

● こんなときは『年金の届出』が必要です! ●

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届出をしなかったために、将来、年金が受けられなくなる場合がありますので、届出は忘れずに行いましょう。

こんなときは	ここ(届出先)で	こうしましょう
--------	----------	---------

被保険者の資格等に関する届出

20歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→配偶者の勤務先	国民年金に加入の手続きをする
会社を退職したとき	上三川町役場保険課	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職等で 配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への 種別変更の手続きをする
配偶者の扶養から はずれたとき	上三川町役場保険課	第3号被保険者から第1号被保険者への 種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→年金事務所	再交付の手続きをする

保険料に関する届出

口座振替を開始、停止、変更するとき	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・ 信用組合・労働金庫・年金事務所	口座振替依頼書を提出する
保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	全額又は一部免除の申請をする 30歳未満の人→若年者納付猶予申請をする
学生で保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	学生納付特例の申請をする

給付に関する届出

65歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→年金事務所	老齢基礎年金の受給手続きをする
障がいになったとき	初診日が第1号被保険者→上三川町役場保険課 初診日が第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいになった場合→上三川町役場保険課	障害基礎年金の受給手続きをする
死亡したとき	上三川町役場保険課	国民年金加入中の人→ 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

年金を増やすための手続き

定額以上の保険料を納めたい	上三川町役場保険課	付加保険料の手続きをする
海外に移住する場合	日本国内に協力者がいる→上三川町役場保険課 日本国内に協力者がいない→ 最後の居住地の年金事務所又は 千代田年金事務所(東京都千代田区三番町22)	任意加入手続きをする
60歳～65歳になるまで	上三川町役場保険課	高齢任意加入の手続きをする

▶ 問い合わせ先 = 保険課 高齢者年金係 ☎ 56) 9129
宇都宮西年金事務所 ☎ 028(622)4281